平成28年度第3回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 平成 28 年 9 月 27 日 (火) 18:00~

開催場所 青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」3階 大会議室

出席委員 船木昭夫会長、浅利義弘委員、桐原郁子委員、今栄利子委員、今勝一志委員、 髙橋紀男委員、町田徳子委員、天野高志委員、内田利男委員、木村由紀子委 員、斉藤絹子委員、谷川幸子委員 ≪計 12 名≫

欠席委員 入江克昌委員、蛯名篤委員、畑井英成委員 ≪計3名≫

事務局 健康福祉部理事 浦田浩美、障がい者支援課長 土岐志保、 同課副参事 吉田光秀、同課主幹 白戸高史、同課主幹 田村勲、 同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、同課主査 澤田正志、 同課主事 上町 紫音 ≪計9名≫

会議次第 1 開会

- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 議事

「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例」骨子(案)について

- 4 その他
- 5 閉会

議事要旨

(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例骨子案について

事務局から、資料1「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例」骨子(案)について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

骨子案の目的に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに意思を伝え理解し、尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながらの文面に少し付け加えていただきたい。理由は、意思を伝える理解するところで、青森市障がい者総合プランを策定するときのアンケートで、コミュニケーションをとるのが難しいは 52%あったので、是非、付け加えてもらいたい。

意思疎通がスムーズになることが非常に大事になると思う。誰もが理解し、伝え合い、 尊重するというところを是非文言として加えていただきたい。これは、手話だけではな く、コミュニケーション手段をその障がい者の方が、自分で選択でき、自己選択し、自己決定することが大事になってくると思うので、是非その文言を付け加えていただきたい。

○会長

この骨子案にはコミュニケーションというキーワードが使われていない。意思疎通という事をどう捉えていくのか、手話だけでなく、他の障がいのある人にとっても、コミュニケーションというキーワードをどの様に使うのか。骨子案の中には、目的の部分だけでなく、他のところも、コミュニケーションという語句を使って良いのではないかと思った。

○委員

話をすることが生きることに繋がっていく、命にかかわる。そこに繋がってくると思うので、コミュニケーションの部分を入れてもらいたい。

○委員

視覚障がい者には、普通の文字を読んだり書いたりすることができない人がたくさんいる。

視覚障がい者の場合で他に障がいの無い場合は、耳で話を聞くということが、精一杯だと思う。多くの視覚障がい者は人から色々説明を受けて、何回も聞いて、ようやく納得する。

視覚障がい者の場合は、分からないと中々言えないで分かったようにうなずいたり、 分かった、分かったと言ったりするが、一番問題なのは文字である。文字が点字になっ ても読めない視覚障がい者がたくさんいる。

特に人生半ばにして、視覚障がい者になった人は、全く点字は読めないと考えていい。 視覚障がい者には、分からない場合、点字になっていても、録音されていても、それ が分かったか、分からなかった事の確認と、分からなかった場合は、それなりに根気強 く、教えてやる、話してやる、説明してあげると言う手段を取らないと、本当に分から ないで過ぎてしまう場合がある。分かるまで、納得いくまで、誠意を持って説明してい ただきたい。

○会長

意思疎通の関係で、障がいについて一人一人の状況を理解してコミュニケーションを 上手くとる。

伝えたり、聞き取りしたり、そういう事を含めた重要さがあると思う。この辺の主旨を含めて、少し条例の中に意思が現れるような文章を検討していければと思う。

○事務局

「意思を伝え理解し」のところに、意思の疎通が図られるというような趣旨を盛り込んだらどうかとのことで、主旨としては重要な事であるため検討したい。コミュニケー

ションに関して、あえてこの条例の骨子の中ではコミュニケーションという言葉は使っていないが、コミュニケーションに関係するところとして、第3章の第1節情報の取得、 意思疎通に対する支援ということで、あえて意思疎通という言葉を使っている。

意思疎通という言葉を使っているのも障害者自立支援法において、あらゆる障がいの 方へ意思疎通手段を図るということでコミュニケーションよりも広い意味で使っている ので、意思疎通という言葉でいきたい。

○会長

意思疎通というのは使い方で、コミュニケーションというのは、いわゆる情報伝達上の言葉というふうにしている。単純にコミュニケーションというのが分かるもので表記できれば、もし文章上で使えるのであればそれもいい。

○委員

意思疎通とコミュニケーションで、意思疎通という時には、目の見えない方には、点字とか、耳の聞こえない方には、手話とか、知的障がいのある方には、簡単な分かりやすい言葉でという発想になりがちだが、私たちが期待しているコミュニケーションは、そういう訓練を受けた、資格を受けた人たちがするやり方ではない。コミュニケーションというのは、相手に対して自分が出来る範囲で分かり合えるような事だと思う。

○委員

重症心身障害児の子どもたちは、意思疎通ができない子どもたちがほとんどであり、 この中の意思疎通支援者の養成等ということで、意思疎通が盛り込まれたことは、非常 にありがたい。

コミュニケーションに関しては、自分からできないが、たくさん声がけをしてほしいし、それを含めてコミュニケーションは貴重だと思う。コミュニケーションの中に意思疎通を入れるのはちょっと違うと思う。気持ちとしては言葉がけとか語りかけを待っているし、何もできない方に何もしなくてもいいとか、そういうかたちで捉えられると非常に困る。意思疎通を含めコミュニケーションをみんなでとっていただきたいということお願いする。

○会長

解釈とかさまざまある。意思疎通とコミュニケーションが分かるようなところを少し 考えたいと思う。

○事務局

意思疎通支援の言葉を説明すると、障害者自立支援法、平成 18 年度に制定された段階では手話通訳者とかの部分をコミュニケーション支援という呼び方で、国は法律上規定している。

ただし、平成 25 年度に障害者総合支援法にかわった段階で、そのコミュニケーションだけではなく、重度の障がいのある方の意思疎通の部分も含めてコミュニケーションを

含んだ意思疎通ということで、いろいろな手段を意思疎通という言葉に置き直したという経緯がある。

意思疎通が分かりにくいのであれば意思疎通のところで、コミュニケーションという 言葉を入れて分かりやすく説明するというかたちで対応できればいいと思う。

○委員

意思表明権というものをきちんとおさえていく。委員が言うように、重度の障がいをもっている方でも意思を表明する権利があるので。表明されたものを読み取る力を一般市民がどう身に付けていくのかを考えてもらえればいいのではないか。そういう意味では委員の意見は非常に大事なところではないかと思った。

○委員

災害時に避難所の連絡は、ほとんど全て文字によるビラを貼ったり、黒板に書くなど の視覚障がい者にとってもっとも苦手な状況が出てくる。

東北の地震や鹿児島の地震でも問題が指摘されている。避難所には視覚障がい者もいると思う。情報伝達では視覚障がい者が無視されてしまう恐れがある。障がい者を守るためにも伝達できない場合のことも十分考えて対応しなければならない。

○事務局

災害時に合理的な配慮を行う場面としては、前回の意見を踏まえ、この条例骨子案の中に付け加えたところである。

青森市は、平成 28 年 6 月に災害時の避難所開設運営マニュアルを整理しており、その避難所開設運営マニュアルの中では、要援護者に対し避難時に誘導するとき、及び避難所での留意点について、そのマニュアルの中で整理をしており、高齢者や要介護者、認知症のある高齢者、また視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由の方、内部障がいの方、知的障がい者、精神障がい者、乳幼児、妊産婦など、それぞれの方々にも、避難誘導時にその特性に応じてどういったことに気をつけなければばらないのか、また避難所においてはどのようなことに気をつけて生活を支援しなければならないのか、といった留意点について整理をした。

補足になるが、第3章の地域における共生社会の実現に向けた取組の中に、5の災害時等の情報の確保という条文を盛り込んでいる。この中で災害時に必要となる情報を伝えられるように、多様な情報手段を確保するような取組ということで、いろいろな手段を大きく含めて書いてあり、その中で、実際にマニュアル等で具体的に進めていくことになる。

○委員

総則の理念のところで、5番目「障がいのある人が、可能な限り」とあるが、可能な限りという言葉に引っかかる。やってもやらなくてもいいという感じで、その言葉は削除したほうが良いと思う。

6ページの第3章3「手話の普及及び理解の促進」で、最初に手話を含む言語となって

いたのに、言語(手話を含む。)と変わったのはなぜか。国の文言を意識して修正したのか。私たちは手話を含む言語というかたちで、手話も言語であると強調したい。

○委員

可能な限りというのは、できることをやるということだが、障害者差別解消法の中の 第7条2項に、必要な場合には合理的配慮をしなければならないという捉え方とずれる のではないかと思う。

○事務局

言語(手話を含む。)については、文言を整理する中で、障がい者総合プランにも使用 しており、障害者基本法に書いている言葉を使うことで整理し、用語の統一を図ったも のである。

可能な限りについては、正当な理由なくというか、過重な負担にならないといった部分を考慮している。また、他の自治体でも可能な限りと使っているところがあり、マイナスのイメージではなく、プラスのイメージとして、できうる限り配慮していくという気持ちでこの言葉を載せている。

○委員

東北の中で山形県など、可能な限りとは入れていない。議論して可能な限りは削除されたのだと思うが、地域に合わせたものを作っていくということがいいと思う。

○委員

前回、合理的配慮をするとき、正当な理由があるなしに関わらず市としては可能なことはやっていきますと言っていた。そういう意味で可能な限りやれることはやっていきますというふうに私は理解している。

○委員

可能な限りというのは、可能でなければしなくてもいいとなることは確かである。ここは可能な限りやりますというのは本当のことを言えば逃げ道である。可能な限りという言葉は言ってはいけないのではないかと思う。

○委員

4ページ、第2章障がいのある人の権利擁護の2、社会的障壁の除去のための合理的配慮の中に、11項目あるが、その中に意思疎通のところを追加してもらいたい。

例えば、意思疎通支援者をお願いしても断られる場合は、差別を受けたとなるので、 合理的配慮をしていただきたい。そこに情報・意思疎通(コミュニケーション)も入れ ていただきたい。ここは聴覚だけでなく、他の障がいの方たちも同じではないかと思う ので、合理的配慮をしていただきたいと思っている。

○事務局

8の情報を提供する及び情報を受領する場合の中で、市や事業所等が情報を提供するだけではなく、障がいのある方々から手話や点字といった意思疎通が求められた場合は、それを受けるため合理的配慮として対応しなければならないことから、含んでいるものと考えている。

○委員

項目の中に、意思疎通、カッコを付けてコミュニケーションにしたほうが分かりやすいと思う。意思疎通の環境を整えることが大事で、意思疎通(コミュニケーション)と載せれば、聴覚だけではなくて、他の障がいの方にも言えることだと思う。

○委員

コミュニケーションはキャッチボールである。言葉であったり、話をしたり、相手を 思いやるとか。事務局が言った文章を見やすく分かりやすくすることはとても大変だと 思う。言葉の中にはいろんな言葉が含まれている。相手に言葉を伝えたり、漢字で伝え ることはとても難しいことだと思う。そのために文書で残しておかないと、これはとて も大切である。

○事務局

情報を提供する及び情報を受領する場合の具体的な取組として、第3章地域における 共生社会実現に向けた取組の中の1情報の取得及び意思疎通における障壁の除去として、 「障がいのある人が、情報の取得や意思疎通が容易にできるようにするために必要な支援を行うものとします」として盛り込んでいる。

補足で、社会的障壁の除去のための合理的配慮の場面として、11 番を想定している。 資料2の4ページになるが、手段や方法に関して記載している場所ではなくて、障がい のある方々との意見交換会などを含めて、条例の中で抜きだして示すべきであろうとい う意見を踏まえて、その場面をここに盛り込んでいる。この場面には、全て意思疎通が 関わっている。この場面と別に手段あるいは方法論として、第3章に条文を記載してい る。

○委員

何故、社会的障壁のための合理的配慮の中に意思疎通支援が入っていないのか。言葉 を合わせたほうがいいのではないか。

共生社会の中に災害の支援が含まれているが、合理的配慮の中にも災害の支援が含まれている。意思疎通支援があるのとないのがあるので、共通の文言を入れてもらったほうが分かり易いのではないか。文言として入れたほうが理解しやすい。

○委員

コミュニケーションの理解よりも、意思の疎通というのが目的になって、手段として コミュニケーションがある。第1章総則の中に、先程付け加えられた「誰もが互いに意 志を伝え、理解し、尊重し」というのがあるので、総合的に、全般的に意思疎通が必要だということが前提になり、詳細のところに盛り込むというよりも全般にかかる部分に表記すればよいのではないか。

それに意思疎通はあくまでも目的であって、それに対して非言語的コミュニケーションであったり、言語的コミュニケーションであったり、身振りや手振り、手話とか様々な手法が実際に行われており、簡単に今はインターネットや電子辞書で調べればわかるので、前に意思疎通を持ってきてカッコでコミュニケーションとするといろんな方に意味が伝わるのではないか。

コミュニケーションのところで、言語ということ自体は日本語であるのか、英語であるのかで、手話自体が言語という解釈はどうかと感じた。コミュニケーションツールの一つとして手話があるというのはいいが、言語ということにはならないと思う。

○委員

言語について違うという意見があったが、一般の人は音声が言語であるが、視覚障がいの方も音声が言語である。障害者基本法の第3条に手話は言語であると載せられている。言語というのは3つあり、一つは音声言語、二つにアイヌ語、三つに手話。手話は音声言語ではなく非音声言語という捉え方をしている。旗振りは音声言語になる。理由は通信で電波を聞いて理解する。手話は文字がないということで理解していただければと思う。

○事務局

手話言語条例の話について、本市は障がいの種別に関わらず障がいのある人全ての権利を擁護していく総合的な条例を策定していきたいと考えている。手話は言語であるということも第3章に盛り込み、また第3章の第1節の3、意思疎通等の手段の普及という部分は意見を踏まえ、「手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な取組に努めるものとする。」と付け加えさせていただいた。

○委員

文言が気になる。普通は手話への理解を促進して、手話への普及と繋がればしっくり くる。

○会長

手話言語条例はここで議論する話ではない。文言を含めてこの条例の中に盛り込んだという理解をしていただくということでよろしいか。

○委員

総合的な条例を作るという話だが、会長が前に話したキーワード、障がい者の権利それからコミュニケーション、それから忘れたが3つ大事ということで賛成した。1つだけではやはり狭い考え方になるので、総合的にということで3つのものを柱にしたものを作っていくということで理解している。

○委員

問題は障がいのある方がいかにアクセスできるかというところである。相談を口頭でするという話だと知的障がいの方には伝わらないとか、聴覚障がい者の方に伝わらないという話が出てくるかもしれない。それに身体障がいの方で文字が書けないとすると、出来るのかという話がでてくる。

あっせんについては、他の裁判のように当事者の訴えに対してしなければいけない場合、なかなか来れない人がいるかもしれないし、それに、最終的な結果がでたときにどのようなかたちで公示するのか。公示しても視覚障がいの方は読めないとかという問題も出てくる。そこは、施行規則などで行うのだと期待しているが、あらためてお願いしたい。